

第 22 期第 18 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 18 日（月） 13 時 00 分から 15 時 00 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
小西正之 松尾英二 川内谷藤一 野崎泰生
池田幸雄 伊藤保夫 上山稔彦 太田誠
鎌田英暢 佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 相川英毅
石狩振興局産業振興部水産課 水産振興係長 吉田明弘
石狩振興局産業振興部水産課 技師 廣瀬萌花
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 竹嶋寿弥
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 定置漁業の免許申請について（答申）
議案第 2 号 いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について
議案第 3 号 後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について
議案第 4 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第 5 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 8 報告事項 (1) 令和 5 年秋さけの沿岸漁獲状況等について
(2) さんまに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 9 その他

【議事の概要】

林事務局長	ただいまから、第 22 期第 18 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	今期第 18 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の相川水産課長様、後志総合振興局の岩田水産課長様、また職員

の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて既に皆様方ご了知のとおり今年の秋さけ漁は、石狩後志合わせまして沿岸の漁獲量が前年比 23%と大変な不漁の中終漁しました。また、檜山におきましては前年比 7%とかつてない不漁となりました。さて本日皆様に提案いたします案件は、協議事項 5 件、報告事項 2 件となっております。皆様方の慎重なご審議の上、決定していただきますよう、よろしくお申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお祈いします。

林 事 務 局 長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱 野 会 長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、委員全員が出席しておりますので、委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第 7 条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、鎌田委員と中村委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第 1 号について、上程します。事務局より説明願います。

林 事 務 局 長

「議案第 1 号定置漁業の免許申請について（答申）」ご説明申し上げます。資料 1 をご覧下さい。資料 1 は、1 2 月 1 3 日付け、北海道知事からの諮問文です。漁業法第 6 9 条第 1 項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第 7 0 条の規定により当委員会に諮問があったものです。諮問文の別添として免許申請一覧表が添付されております。今回ご審議いただくのは、令和 5 年 1 0 月 3 1 日付け北海道告示第 1 1 4 6 1 号で告示された、定置漁業の追加に伴う、石狩後志海区漁場計画の変更に係る定置漁業の免許申請についてです。告示された 2 0 4 件の漁場に対し、各 1 件、計 2 0 4 件の免許申請がありました。道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されています。なお、同一の漁場に対して複数の免許申請、いわゆる競願はありませんでした。また、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第 7 1 条第 1 項各号の免許をしない場合には該当しないと考えられております。次に、資料 2 をご覧下さい。諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。漁業法第 7 0 条の規定により、知事は同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。同法第 7 1 条第 1 項第 1 号から第 4 号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとする時は、同条第 5 項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。第 7 1 条第 1 項第 1 号は、申請者が第 7 2 条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。第 7 2 条第 1 項第 1 号には、漁業権者が自ら漁業を営む個別漁業権に関する適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当

します。第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること、これらのいずれにも該当しない者とされており。免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されており。海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の免許をしない場合に該当するか否か、また、漁業法第72条の適格性を有しない者に該当するか否か、ご審議いただくこととなります。次に2ページをご覧ください。漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ないこととされており。これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員さんにあつては当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了知願います。なお、第146条但し書きでは、委員会の承認があつた場合には、決定に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言することはできます。また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

それでは、審議に入ります。本議案については、漁業法第146条の規定に基づき、これから指名される委員においては、該当する議事に出席することができません。石さけ定第6号に関わる上山委員、岩底さけ定第14号、15号、38号、岩小さけ定第44号に関わる太田委員、以上の2名につきましては、発言並びに評決に加わる事ができませんので、ご了知願います。なお、ただ今、指名されました委員におきましては、漁業法第146条ただし書きに基づき、該当する議事の審議になりましたら、委員外という立場で、その場で傍聴して頂くこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

それでは、異議ないものと認め、そのように決定します。それでは、審議内容について、事務局より説明願います。

林事務局長

それでは、各漁場毎に申請者をご説明します。資料2、3ページからの適格性調書をあわせてご覧ください。島牧地区でございます。合計23ヶ統でございます。島ほっけ・まぐろ・さけ定1号、島底さけ定第1号、同第3号、

	同第4号、島小さけ定第18号、申請者丸和漁業生産組合について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者丸和漁業生産組合は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	島小さけ定第2号、島底さけ定第8号、同第11号、同第15号、同第20号、申請者有限会社丸正漁業部について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社丸正漁業部は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	島底さけ定第5号、申請者大森浩和について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者大森浩和は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	島底さけ定第6号、同第14号、同第19号、島小さけ定第21号、申請者有限会社丸協八重丸水産について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。

委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社丸協八重丸水産は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	島底さけ定第7号、同第10号、同第17号、同第22号、申請者大森和彦他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者大森和彦他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	島底さけ定第9号、同第12号、同第13号、同第16号、申請者高島憲一他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者高島憲一他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、寿都地区でございます。合計46ヶ統でございます。寿ほっけ・まぐろ・さけ定1号、寿底さけ定第1号、同第3号、寿小さけ定第5号、同第11号、同第12号、申請者長谷川輔他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者長谷川輔他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条

	について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿ほっけ・まぐろ・さけ定2号、寿小さけ定第21号、同第25号、寿底さけ定第24号、同第29号、同第34号、申請者有限会社マルホン小西漁業について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社マルホン小西漁業は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第2号、同第14号、寿底さけ定第4号、申請者岩澤鶴人について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者岩澤鶴人は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第6号、寿底さけ定第10号、申請者株式会社海一戸漁業について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者株式会社海一戸漁業は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第7号、同第8号、同第9号、申請者一戸由光他1名について、ご審議願います。

濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者一戸由光他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第13号、同第16号、申請者木村眞男他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者木村眞男他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第15号、申請者石澤賢海について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者石澤賢海は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第17号、寿底さけ定第22号、申請者亀谷仁志について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	それでは、申請者亀谷仁志は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第18号、同第20号、申請者川村栄について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者川村栄は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第19号、申請者奥村誠一他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者奥村誠一他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第23号、寿底さけ定第31号、同第36号、同第38号、申請者株式会社ヤマサ漁業について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者株式会社ヤマサ漁業は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第26号、申請者有限会社マルホン小西漁業他2名について、ご審議願います。

濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社マルホン小西漁業他2名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第27号、寿底さけ定第28号、申請者佐藤匡将について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者佐藤匡将は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第30号、申請者有限会社マルホン小西漁業他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社マルホン小西漁業他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第32号、寿小さけ定第37号、申請者佐藤正幸他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	それでは、申請者佐藤正幸男他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿小さけ定第33号、寿底さけ定第35号、申請者佐藤仁他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者佐藤仁他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第39号、同第40号、同第41号、寿小さけ定第44号、申請者沖津信幸他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者沖津信幸他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	寿底さけ定第42号、同第43号、申請者横山幸夫他2名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者横山幸夫他2名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。

林事務局長	次に、岩内地区でございます。合計49ヶ続でございます。岩底さけ定第1号、同第3号、同第4号、岩小さけ定第10号、申請者村田忠他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者村田忠他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩小さけ定第2号、岩底さけ定第16号、同第18号、同第34号、申請者石橋治重について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者石橋治重は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩底さけ定第5号、同第29号、同第31号、岩小さけ定第46号、申請者阿部和雄について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者阿部和雄は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩底さけ定第6号、同第20号、同第21号、岩小さけ定第45号、申請者石橋海について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者

	が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者石橋海は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩小さけ定第7号、岩底さけ定第26号、同第42号、同第43号、申請者中村正紀について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者中村正紀は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩底さけ定第8号、同第23号、同第35号、岩小さけ定第39号、申請者村田桂三について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者村田桂三は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩底さけ定第9号、同第11号、同第17号、岩小さけ定第22号、申請者和泉隆について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者和泉隆は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩小さけ定第12号、岩底さけ定第13号、同第19号、同第40号、申

	<p>請者新井田俊一について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者新井田俊一は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>岩底さけ定第14号、同第15号、同第38号、岩小さけ定第44号、申請者太田誠について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者太田誠は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>岩底さけ定第24号、同第27号、同第28号、岩小さけ定第41号、申請者田中茂雄について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者田中茂雄は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>岩底さけ定第25号、同第36号、同第48号、岩小さけ定第49号、申請者寺田潮について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>

委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者寺田潮は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩底さけ定第30号、同第33号、同第37号、岩小さけ定第32号、申請者須佐浩男について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者須佐浩男は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	岩小さけ定第47号、申請者和泉浩司について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者和泉浩司は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、泊、神恵内地区でございます。合計30ヶ統でございます。泊小さけ定第1号、同第2号、泊底さけ定第3号、同第10号、同第11号、同第12号、同第15号、申請者寺井博について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者寺井博は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	泊小さけ定第4号、同第9号、泊底さけ定第8号、同第14号、申請者小塚哲弘について、ご審議願います。

濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者小塚哲弘は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	泊小さけ定第5号、同第13号、泊底さけ定第6号、同第7号、申請者株式会社幸伸丸について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者株式会社幸伸丸は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	盃ほっけ・まぐろ・さけ定第1号、同第2号、申請者株式会社盃定置漁業部会について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者株式会社盃定置漁業部会は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	盃底さけ定第1号、同第2号、同第3号、申請者丸大村田漁業有限会社他2名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	それでは、申請者丸大村田漁業有限会社他2名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	神小さけ定第1号、同第7号、神底さけ定第2号、同第5号、同第8号、同第9号、同第10号、申請者丸大村田漁業有限会社について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者丸大村田漁業有限会社は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	神底さけ定第3号、同第4号、同第6号、申請者畠中城之について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者畠中城之は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、積丹、古平地区でございます。合計17ヶ統でございます。美ほっけ・まぐろ・さけ定1号、申請者有限会社丸榮水産について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社丸榮水産は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。

林事務局長	美小さけ定第1号、申請者田村雄一他9名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者田村雄一他9名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第1号、同第6号、申請者長谷川孝博他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者長谷川孝博他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第2号、同第4号、申請者吉田馨他2名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者吉田馨他2名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第3号、申請者川口武について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者

	が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者川口武は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第5号、同第13号、申請者會田一弘について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者會田一弘は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第7号、同第8号、申請者白岩義久他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者白岩義久他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第9号、同第15号、申請者成田博他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者成田博他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。

林事務局長	古小さけ定第10号、同第12号、申請者茂木一について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者茂木一は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	古小さけ定第11号、同第14号、申請者本間正朗について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者本間正朗は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、余市地区でございます。合計11ヶ統でございます。余ほっけ・まぐろ・さけ定1号、同第2号、申請者中島辰浩他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者中島辰浩他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	余さけ定第1号、同第2号、申請者余市郡漁業協同組合について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、

	ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者余市郡漁業協同組合は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	余小さけ定第1号、同第2号、同第3号、同第4号、同第5号、同第6号、同第7号、申請者佐々木正義他9名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者佐々木正義他9名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、小樽地区でございます。合計13ヶ統でございます。小樽さけ定第1号、申請者中村富雅他3名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者中村富雅他3名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽さけ定第2号、申請者子出藤章弘他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者子出藤章弘他1名は、漁業法第71条第1項及び第72

	<p>条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>小樽小さけ定第1号、申請者小林渉について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者小林渉は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>小樽小さけ定第2号、申請者川本勲について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者川本勲は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>小樽小さけ定第3号、申請者嶋秀樹について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>
濱野会長	<p>それでは、申請者嶋秀樹は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。</p>
林事務局長	<p>小樽小さけ定第4号、申請者村上寛記について、ご審議願います。</p>
濱野会長	<p>申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。</p>
委員一同	<p>(該当しないの声)</p>

濱野会長	それでは、申請者村上寛記は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第5号、申請者米田敏広について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者米田敏広は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第6号、申請者神田優介他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者神田優介他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第7号、申請者笠丸啓貴について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者笠丸啓貴は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第8号、申請者外崎正他3名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。

委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者外崎正他3名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽泊小さけ定第9号、申請者大黒稔他2名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者大黒稔他2名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第10号、申請者渡邊巖他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者渡邊巖他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	小樽小さけ定第11号、申請者渡邊清壽について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者渡邊清壽は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとは決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	次に、石狩地区でございます。合計15ヶ統でございます。石さけ定第1号、同第2号、同第3号、同第4号、申請者石狩さけ定置網漁業生産組合について、ご審議願います。

濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者石狩さけ定置網漁業生産組合は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第5号、申請者中村政美他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者中村政美他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第6号、申請者中井健二他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者中井健二他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第7号、申請者株式会社相原について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	それでは、申請者株式会社相原は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第8号、申請者岩見正則について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者岩見正則は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第9号、申請者相原雅人他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者相原雅人他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第10号、申請者株式会社丸満佐藤水産について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者株式会社丸満佐藤水産は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第11号、申請者松浦達也について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、

	ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者松浦達也は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとして決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第12号、申請者加藤秀記他1名について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者加藤秀記他1名は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとして決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第13号、申請者岩見孝行について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者岩見孝行は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとして決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第14号、申請者有限会社真生漁業部について、ご審議願います。
濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社真生漁業部は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りとして決定します。次の申請者について、説明願います。
林事務局長	石さけ定第15号、申請者有限会社松丸水産について、ご審議願います。

濱野会長	申請者が、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当しない場合に適格性ありとなりますので、ご了承ください。それでは、第71条第1項及び第72条について、申請者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	それでは、申請者有限会社松丸水産は、漁業法第71条第1項及び第72条について該当せず、適格性有りと決定します。以上で、第15次定置漁業権免許申請者の適格性についての審議を終えましたが、議案第1号については、いずれも適格性有りと決定してよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	それでは、議案第1号は適格性有りと決定し、知事に答申します。次に議案第2号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第2号いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示について」ご説明申し上げます。資料3をご覧ください。この委員会指示は、石狩・後志沖合海域において、共同漁業権漁業や知事許可漁業を除く、いわゆる自由漁業として、いかなご又はおきあみを獲ることについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、操業の制限を行うものです。これは資源の保護と操業秩序の維持を図るため、昭和54年に初めて委員会指示を発動し、現在に至っているものです。指示内容ですが、1指示区域は、石狩後志管内の共同漁業権漁場区域内。2いかなご・おきあみ漁業を操業しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。3承認の対象者は、前年度の実績者及び委員会が認める者。6操業期間は、2月1日から6月30日までの5ヶ月間です。4ページは承認事務取扱要領(案)です。5ページから10ページは、承認申請書などの各種様式となります。資料4をご覧ください。資料4は新旧対照表で、委員会指示、事務取扱要領については、年の更新。申請書等の様式類については、押印の廃止、字句の修正、また、推進機関の種類及び馬力数については、漁業許可と同様に規制対象外のため削除しております。資料5をご覧ください。資料5は、これまでの承認状況と漁獲状況のデータです。令和5年の承認数は、東しゃこたん漁協6隻と古宇郡漁協5隻の合わせて11隻で、前年同数となっています。令和5年の漁獲状況については、いかなごは、35kgの水揚げで、これらは1本釣りや延縄漁業の餌用として、すべて自家消費されております。おきあみは、出漁するも魚影が薄く操業をやめており平成17年を最後に水揚げの実績はありません。こうした漁業環境ではありますが、今後の資源回復や需給改善が図られた場合を考慮しまして、委員会指示の発動を継続することが適当と考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。説明は以上となります。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、「いかなご・おきあみ漁業に係る委員会指示」について、原案どおり発動することとしてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に議案第3号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第3号後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示について」ご説明申し上げます。資料6をご覧ください。この委員会指示は、後志管内沖合海域において、船舶を使用して釣漁法により、さくらますを獲ることについて、漁業法第120条第1項の規定に基づき、採捕の制限を行うものです。さくらます船釣りライセンスは、資源の保護や秩序ある漁場利用を図るため、一定の期間、一定の海域において、さくらますの船釣りを禁止する一方で、ライセンスを取得した者の船舶でのみ、これを行うことができるという制度で、平成16年にスタートし、現在に至っているものです。指示内容ですが、1ページの指示事項の1では、3月1日から5月15日までの間、後志管内の共同漁業権漁場区域内において、さくらます船釣りを禁止とするものです。指示事項の2では、ライセンスは、遊漁専業者、遊漁兼業者、プレジャーボート、漁業者の4区分とし、船舶毎にライセンスの取得を必要とするものです。2ページの指示事項3では、ライセンス取得者の遵守事項として、章旗の掲揚や、釣獲時間、釣果報告の提出などが定められています。指示事項4では、遊漁者の遵守事項として、ライセンス取得船への乗船や、漁具漁法の制限、1人1日10尾以内とする釣果の制限などが定められています。4ページは事務取扱要領(案)です。5ページはライセンスの区分毎の章旗の形状、また、6ページ以降は申請書や釣果報告書などの各種様式について、添付しております。資料7をご覧ください。資料7は、委員会指示や事務取扱要領の新旧対照表です。前年からの変更点は年月日の更新のほか、3頁に記載のとおり、章旗の形状に関し、毎年、旗の地色を替えて、現場での混乱を招かないよう措置しております。資料8をご覧ください。令和5年のライセンス承認数は、293件となり、前年よりも41件の減少です。下段に平成26年以降の承認数の推移を示しておりますので、後ほどご確認願います。2頁は、釣獲尾数と釣行者数の状況です。令和5年の釣獲尾数は3,268尾となり、前年より981尾の釣果減となりました。海域別に見ますと、神恵内と西積丹の2地区で全体の92%を占めております。3頁は時期別の釣獲尾数と釣行者数の状況です。釣獲尾数及び釣行者のピークは3月下旬から4月上旬となっています。資料9をご覧ください。小樽地区漁業協同組合長会とライセンス制実行協議会の連名により、当委員会宛に提出された船釣りライセンス制に関する要請書です。要請内容は、引き続き前年と同様の内容により委員会指示の発動を求めるとういものです。この要請を踏まえ

	まして、本年も、委員会指示を発動したいと考えていますので、よろしくご審議をお願いいたします。説明は以上となります。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
池守委員	ライセンス期間中に旗のないゴムボートが北電の消滅区域にかなり来ている。道の方に取り締まりの強化をお願いしたこともある。ライセンスの見回りをしっかり実施しなければだめだ。
岩田課長	ライセンス期間の現地パトロールについては、以前は釣行者の多い積丹を中心に行っていたが、去年も同じような話がありましたので、釣行者の増えた神恵内や泊も含めて重点的に見回りしていきたいと考えている。ライセンス制の申請に当たっては、啓発資料の作成や海区委員会ホームページでのアナウンスを行い、ゴムボートの釣行者へ、ライセンスが必要であることを周知していく予定です。
濱野会長	他にございませんか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、「後志管内さくらます船釣りライセンス制に係る委員会指示」について、原案どおり発動することとしてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に議案第4号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第4号特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ご説明申し上げます。資料10をご覧ください。資料10は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。また、併せて、令和6管理年度のさんま、まいわし太平洋系群の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。まず、令和6管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。4ページ、資料10-1令和6年のTACについてをご覧ください。これは、11月2日に開催された水産政策審議会の資源管理分科会を経て、国から示された、令和6管理年度におけるTACの当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示したものです。始めにさんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月の北太平洋漁業委員会年次会合でさんまの保存管理措

置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能性が約3万7千トン減の11万8千131トンとなっております。そのため、今年の6月に一度、令和5管理年度の漁獲可能性の変更を行ったところではありますが、この管理措置は令和6管理年度についても同様となり、北海道には4,800トン配分されております。なお、来年度、北太平洋漁業委員会)が開催予定となっております、会議で新たな保存管理措置が採択された場合については、国は必要に応じて改訂を検討することとしています。次にまあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TACC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。太平洋系群のMSYを達成する親魚量は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2022年の平均親魚量は2万6千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2022年の平均親魚量は28万8千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値16万6千800トンが、令和6年のTACとして設定されています。また、TACは大臣管理漁獲可能性と都道府県知事管理漁獲可能性に配分されますが、大臣管理漁業である大中型まき網漁業への配分が5万9千100トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、現行水準となっております。続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2022年の平均親魚量は240万5千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分については、11月2日の水産政策審議会資源管理文科会に変更された漁獲シナリオにより算定された、97万1千トンが、令和6年のTACとして設定されております。まいわし太平洋系群は、大臣管理漁業である大中型まき網漁業への配分が63万6千200トン、北海道の知事管理量は、前年より5千800トン少ない3万2千800トンの設定となっております。なお、大中型まき網による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われています。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は66万5千400トンとなっております、なお、国ではマイワシのTACの15%14万5千700トンを留保しておりますが、IQ管理区分への追加配分により留保は11万6千500トンとなっております。この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。次に、5ページ、資料10-2さんまをご覧ください。道における配分の考え方を記載した資料です。①として、国から配分された数量を知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする北海道さんま漁業の管理区分とそれ以外のその他漁業の管理区分で管理します。②として、知事許可漁業であるさんま漁

業に数量配分します。③として、待網漁法である定置網漁業等のその他漁業は現行水準とします。④として、配分された4千800トンのうち、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠1千600トンについては、全てさんま漁業に配分します。⑤として、この1千600トンを控除した3千200トンについてのさんま漁業とその他漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により配分します。この結果、北海道さんま漁業への配分は、3千190トンになりますが、全国さんま棒受網漁業協同組合の組合員が、オホーツク海海域で操業する枠とされた1千600トンを加えた4千700トンが、この海域のさんま漁業への配分数量となり、北海道さんまを漁獲するその他漁業は現行水準としています。次に、6ページ、資料10-3 まあじをご覧ください。まあじの配分は国から北海道に示された数量が現行水準であるため、これまで同様現行水準として、海域を区分せず、全道海域一つとして管理するものです。次に、7ページ、資料10-4 まいわしをご覧ください。国から北海道に示された数量のうち、海域は区分せず、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用やロシア200海里水域さけます流し網漁業の代替などで行われる火光を利用する敷網試験操業へ2万5千トン配分します。その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めることから、現行水準とし、これまで同様の取扱となります。次に、資料が戻りますが、3ページ、別紙2をご覧ください。さんま及びまいわし太平洋系群に係る、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてです。1背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。2今後の取扱いをご覧ください。さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙1-3 まいわし太平洋系群の第3において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。最後に、8ページに資料10-5として令和5年と令和6年の配分量の比較についてを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしく願います。

濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、議案第4号について、内容適当と認めてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に議案第5号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	<p>「議案第5号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明申し上げます。資料11をご覧ください。資料11は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、更新の日の約2ヶ月前までに、公示しなければならないとなっており、これに該当する漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。6ページ、資料12をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分2種類、後志総合振興局処分5種類の計7種類となります。9ページからは公示案となりますが、今回、現行の制限措置の内容が変更となる漁業種類について、7ページ新旧対照表によりご説明します。まず、火光を利用する敷網漁業についてです。漁業時期について、これまで、許可上は3月1日からとなっておりましたが、平成26年以降、自主規制措置により4月26日からの漁業開始しとしておりました。この度、この自主規制措置が定着したこと、また、令和5年漁期が大不漁であったことから、来年度以降、道総研中央水産試験場と連携し漁期前調査を予定していることから、漁業時期について、4月26日からに変更するものです。次に、潜水器漁業です。古宇郡漁協では、ナマコの産卵時期が現状で定めている共同漁業権行使規則の禁止期間とズレているため、今般、行使規則の漁業時期間を変更し、これに付随する知事許可漁業である潜水器漁業の漁業時期間もあわせて変更するものです。9ページをご覧ください。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整、資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、制限措置等の取扱いにおいて詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在、許</p>

可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。参考資料として19ページ以降に制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。18ページ、資料13をご覧ください。許可等の基準ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるものです。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。内容については、操業実績者が優先的に許可されるよう規定されておりますので、詳細につきましては、後ほど、資料によりご確認願います。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

火光を利用する敷き網漁業の漁業時期の変更について、後志総合振興局から補足説明があるようなので、説明願います。

岩田課長

振興局からこうなご敷網漁業の操業期間の見直しについて補足説明いたします。操業期間の見直しにつきましては、令和4年10月に日本海さけます増協から、また、令和5年1月にひやま漁協から、こうなご漁の操業期間の見直しなど、サケ稚魚の混獲抑制措置を検討するよう、後志総合振興局長あて要望があったところです。先ほど、ご説明がありましたが、敷き網漁業の許可期間は令和6年2月末となっておりますが、許可の更新に併せまして、許可上の漁業時期を現行、3月1日から7月31日までを4月26日から7月31日までに変更いたします。見直しの背景といたしましては、毎年、日本海さけます増協からサケ稚魚の保護の観点から操業始期を4月26日からとするよう要請を受けて、これまで自粛規制として行ってきましたが、8年が経過しており、規制措置として定着したこと。また、近年は資源の減少傾向の中、本年の操業は管内で100kgと、過去に例のない大不漁となり、不漁の原因究明や資源管理措置を求める声もありまして、令和6年4月に道総研中央水産試験場と連携して、コウナゴ生息状況調査をすることとしております。こうした考え方について、10月26日に、漁協担当者向けの説明会を開催しましたし、12月4日には、日本海さけます増殖事業協会の役員会で説明しているところです。ご意見は様々で、このような資源状態やさけ稚魚の保護を考慮すると漁期を短縮するべきとする賛成意見や、海洋環境の変化もあり、漁期が早まれば操業できなくなるとする意見もありました。関係漁業者には資源調査の事前説明や操業指導会議などを通じて、理解を得ていく考えであります。振興局といたしましては、このようなご意見を踏まえ、総合的に検討を重ねた結果、今の状況下においては、漁期短縮が妥当と

	<p>ということで諮問させていただきました。以上、補足説明となりますが、慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
濱野会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
濱野会長	<p>無ければ、議案第5号について、内容適当と認めてよろしいですか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
濱野会長	<p>異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。</p>
林事務局長	<p>「報告事項第1号令和5年秋さけの沿岸漁獲状況等について」ご説明申し上げます。資料14をご覧ください。令和5年秋さけ沿岸漁獲状況についてですが、日本海海域における秋さけ定置漁業漁獲高の推移です。関係分のみ説明いたします。石狩は尾数で42万9千尾、前年比29%、重量は1千247トン、前年比29%、金額で8億5千万円、前年比28%、北後志は尾数で10万3千尾、前年比17%、重量は281トン、前年比18%、金額で1億9千万円、前年比15%、南後志は尾数で15万4千尾、前年比16%、重量は438トン、前年比17%、金額で2億9千万円、前年比15%となっています。2ページは石狩と後志の漁獲尾数と金額をグラフにしたもの。3ページ目は北海道連合海区漁業調整委員会発表の11月20日現在の全道の秋さけ沿岸漁獲速報です。4ページ目は日本海さけ・ます増協所管分の11月20日現在、さけ・ます親魚捕獲及び採卵状況です。捕獲数は中部・南部併せて38万9千146尾で達成率258%、採卵数は中部・南部併せて1億7千122万4千粒、達成率116%、収容卵数は中部・南部併せて1億5千617万9千粒、達成率106%です。さくらますの親魚捕獲・採卵数は、親魚捕獲数4千98尾で、達成率が107%採卵数は429万3千粒で、達成率が91%でした。説明は以上となります。</p>
濱野会長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
濱野会長	<p>異議が無いようですので、次に、報告事項第2号について、事務局から説明願います。</p>
林事務局長	<p>「報告事項第2号さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明申し上げます。資料15をご覧ください。さんまの数量管理においては、海域別の配分を速やかに行うため、TAC数量管理委員会を経て行われる知事管理漁獲可能量の変更は、海区漁業調整委員会へ報告するものとされております。今回は、11月2日付けで追加配分があったことから、変更したものとなっております。11月2日付けの変更により、北海</p>

	道の知事管理漁獲可能量は、1万713トン配分されています。説明は以上となります。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで、本日の議案はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。
林事務局長	以上で、第18回の委員会を終了いたします。